

内航運送取次約款

株式会社 住友倉庫

内航運送取次約款

第1条（適用範囲）

当社の行う内航運送に係る運送取次事業は、この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めのない事項は、すべて法令及び一般の慣習によります。

第2条（委託者の通告）

委託者は、内航運送に係る貨物の運送取次（以下「内航運送取次」という。）の委託に際し、貨物の種類、数量及び性質、荷送人及び荷受人の住所及び氏名、積揚地、運賃及び料金の支払方法その他必要な事項を書面をもって通告していただきます。

2 当社は、委託者の通告したところに従って、内航運送取次を行います。委託者の不正確な通告により生じた損害については、当社は責任を負わず、またこれにより当社が被った損害については、当社に補償していただきます。

第3条（危険品等の内航運送取次）

危険品その他特殊な取扱いを必要とする貨物については、あらかじめその性質を書面で通告していただきます。

2 貨物の種類により、内航運送事業者の承諾が得られない場合には、内航運送取次を行うことができない場合があります。

第4条（料金等）

当社が内航運送取次を引き受けたときは、取次料金その他諸費用を収受します。

第5条（責任）

当社は、委託された運送契約の締結、内航運送事業者の選択その他内航運送取次に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、貨物の滅失、損傷又は遅延について責任を負いません。

第6条（損害賠償請求権の譲渡）

当社が運送契約に基づき内航運送事業者に対して有する損害賠償請求権は、委託者の

請求により、委託者に譲渡します。ただし、委託者の請求により引き受けたときは、委託者の費用と危険の負担により当社が損害賠償請求権を行使します。

第7条（仲裁）

当社と委託者との間に争いを生じたときは、当事者の合意により、東京又は神戸の社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとするすることができます。

2 前項の仲裁は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則によりま

す。